

令和8年6月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部（継続分）

陳情一覧表	3
地域県土警察常任委員会	4

陳 情 の 部（新規分）

陳情一覧表	5
総務教育常任委員会	6
福祉生活病院常任委員会	12
農林水産商工常任委員会	13
地域県土警察常任委員会	17

陳 情 一 覧 表

陳情（継続）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
地 7年－11 (R7.6.2)	男 女 協 働	旧姓の通称使用の法制化を求める陳情	4頁

陳 情 文 書 表

陳情（継続）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
7年-11 (R7.6.2)	男 女 協 働	旧姓の通称使用の法制化を求める陳情	

▶陳情事項

夫婦同姓制度を維持するとともに、国民が求めている「婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益を」完全に解消することができる「旧姓の通称使用」の法制化を速やかに実現することを求める意見書を国に対し提出すること。

▶陳情理由

女性の社会進出が進み、婚姻後も旧姓の使用を希望する人が増えている。これに関し世論は、家族の同姓原則を維持しつつ、生活の不便不利益を解消する通称使用の制度化を約5割が望み、一方、別姓制度の導入は約7割が子供への悪影響を心配している。

令和2年の政府の「第5次男女共同参画基本計画」では「改姓した人が不便さや不利益を感じることがないように、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」ことが明記されている。

そこで、政府は夫婦同姓制度を維持するとともに、「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益の解消に向け、マイナンバーカードや運転免許証への旧姓併記や、旧姓で銀行口座の開設などができるよう、旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組んできた。

しかし、旧姓の通称使用は法律に基づくものではないことから、政府や地方自治体、業界の取組には違いが残り、社会生活上の不便さや不利益が完全に解消されたわけではない。

よって、政府、国会におかれては、改姓後の不便さや不利益を完全に解消するため、旧姓の通称使用の法制化を速やかに実現するよう要望する。

▶提出者

旧姓の通称使用を求める会鳥取

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
総 8年－7 (R8.5.20)	総務・教育	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情	6頁
総 8年－9 (R8.5.25)	総 務	国旗損壊罪の新設に反対する意見書の提出について	8頁
総 8年－10 (R8.5.25)	総 務	皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める陳情	10頁
総 8年－11 (R8.5.29)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2027年度政府予算に係る意見書採択について	11頁

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

福 8年－8 (R8.5.21)	生活環境	大規模風力発電事業等の許認可に自治体の同意を要件とする電気事業法等の改正を求める陳情	12頁
-----------------------	------	--	-----

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

農 8年－4 (R8.4.24)	農 林 水 産	農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情	13頁
農 8年－12 (R8.6.1)	商 工 労 働	いわゆるスポットワークに係る労働者保護体制の整備について	14頁

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

地 8年－5 (R8.4.30)	地 域	自衛隊員の政治的中立性の確保を求める意見書の提出について	17頁
地 8年－13 (R8.6.1)	地 域	国家情報会議設置法の廃止を求める意見書の提出について	19頁
地 8年－14 (R8.6.1)	地 域	個人情報保護法改正に反対する意見書の提出について	21頁

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-7 (R8.5.20)	総務・教育	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情	

▶陳情事項

鳥取県において、高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、次のとおり陳情いたします。

- 1 高等学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。
教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、生徒が多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。
- 2 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。
修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。併せて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程や活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。
- 3 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。
教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等をもとに、主に修学旅行・校外学習の内容を確認すること。その際、辺野古周辺の現地視察、抗議活動現場の訪問、座り込み、船舶利用、関連団体等の関与などが含まれていなかったかを確認すること。併せて、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る行程・教育活動がなかったかを確認すること。
- 4 3に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。
3により該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行うこと。その際、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけ、安全管理、保護者説明、政治的中立性への配慮等について実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。

▶陳情理由

高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、生徒が命の尊さ、戦争の悲惨さ、我が国と地域社会が歩んできた歴史、国際社会の平和の大切さを学ぶ重要な教育活動である。高校生は、社会や政治、国際関係について自ら考え、主権者として判断力を養う重要な時期にある。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識、社会認識、主権者としての判断形成に影響を与えるおそれがある。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が多

面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要である。

教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じている。

本陳情を通し、高等学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故がある。亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されている。そこでは、学校から家族への事故に関する最初の報告が死亡確認後であったこと、父親が電話越しに娘の死を知り、「心の叫びが声にならない」と記されている。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められる。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係、地政学などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とは言えない趣旨の思いも綴られている。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきである。

文部科学省は、令和8年4月7日付けで「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めている。また、大阪府教育庁は、府立学校及び大阪府知事認可の私立学校を対象に、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施した。

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、名称上確認できる教職員組合系団体が各都道府県あわせて300団体以上確認できる。教育現場に関係する団体が特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要性を示すものである。

▶提出者

学校教育の中立性と透明性を守る鳥取県民の会

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-9 (R8.5.25)	総 務	国旗損壊罪の新設に反対する意見書の提出について	
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、国旗損壊罪の新設に反対する意見書を提出すること。			

▶陳情理由

今、にわかに「国旗損壊罪」の新設をめぐる動きが加速している。自民党は5月22日、日本国旗を損壊する行為を罰する法案の策定に向けたプロジェクトチームの会合で、法案の骨子案について大筋で了承した。骨子案では、国旗を「自ら公然と損壊、除去、汚損する行為」を処罰対象と規定。自ら損壊している状況をライブや録画配信する行為も対象とする見通し。損壊すると罰せられる「国旗」は布や紙などで作られ掲げられる物と位置付けた。

日本の現行刑法には、外国の国旗に係る破壊や汚損についての処罰規定はあるものの、日本の国旗については規定がない。本改正と同様の改正案は、過去に国会に提出されているが、廃案になっている。

しかし、本改正は、以下に論ずるとおり、重大な問題がある。

刑法第92条には「外国国章損壊罪」が定められている。その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で「その国（外国）の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損」することである。

これらの行為は、「外国の威信、尊厳、表徴の効用を滅失または減少せしめる」とした上で、本条の保護法益は、日本と外国の間の円滑な国交の保持にあるとされる。これを受けて、外国の国旗の損壊には罰則があるのだから、自国のものについても規制するべきとの議論があるが、自らの国の国旗が、仮に毀損、破壊、汚損されたからといって、それが外交問題に発展する事は考えがたく、外国の国章損壊と、自国のそれを同列に論じることはできない。

一方、日本国憲法第21条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」として、表現の自由を定める。自らが、国家によって不利益を受けている場合、それに対する批判の手法として、人々が、その象徴である国旗に批判の矛先を向け、自身の意思を表現することは、論理上あり得る。

もちろん、他人の保有する国旗を汚損などしてはならないのであるが、そもそも日本では、所有権絶対の原則がある。民法第206条には、所有者が、自らの財産について、それを自由に使用、収益及び処分をする権利を有していることが明文に規定されている。本改正は、このように、自らの所有する国旗についても適用が及び、財産権への不当な制約になることは明らかである。

また、国旗に対する破壊や汚損が、国旗や国家への不敬に当たる、その名誉を害するとして処罰するとなれば、日本国憲法第19条に規定する思想・良心の自由に抵触するおそれもある。さらに、国旗の損壊行為が他人の「国旗・国を愛する心」を傷つけるから、それを防止するためなど

とすれば、そのような、被害の立証が難しい内心について、それを保護法益とすることも、妥当ではない。

ところで、アメリカの重要判例として、テキサス州対ジョンソン裁判がある。すなわち、1989年6月21日、米国最高裁が、米国国旗を燃やす行為について、合衆国憲法修正第1条の「言論の自由」として保障されると判断したものである。

罰則をもって無理やり国に敬意を示せ、国旗が金科玉条であるというのではなく、そもそも、そのようなことをせずとも、国家に自ら誇りを持つような、そういった社会の構築こそが先決である。

上述のとおり、国旗の破壊・損壊への処罰規定の新設について、議会として反対する意見書の提出をお願いしたく、陳情するもの。

▶提出者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年－10 (R8.5.25)	総 務	皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める陳情	

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対して、皇位の安定的継承に関する法整備についての論議を進め、その総意を速やかに取りまとめることを求める意見書を提出すること。

▶陳情理由

悠仁親王殿下には、令和7年9月、秋篠宮皇嗣殿下以来40年ぶりとなる男性皇族として成年式をお済ませになられた。同月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関連の諸儀式及び諸行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀にたえないところである。

しかし、現状の皇室制度のままでは、悠仁親王殿下をお支えする男性皇族が一人もおられない事態も想定せざるを得ない。

皇室は126代連綿と続いており、このことは我が国の存立において決してゆるがせにはできないことである。

政府から国会に、皇位の安定的継承に関する法整備の要請が行われてから、既に4年が経過している。皇族数の確保、ひいては皇室の伝統である男系による皇位継承の維持は、我が国の根幹に関わる重大事である。悠仁親王殿下が皇位を継承になられた際に、お支えする皇族が十分おいでになるよう、国会において論議を進め、一刻も早くその総意を取りまとめるよう要望します。

▶提出者

日本会議鳥取県本部

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年－11 (R8.5.29)	教 育	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2027年度政府予算に係る意見書採択について	
<p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会として、以下の事項を国の関係機関に要請すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。 4 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。 5 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。 			
<p>▶陳情理由</p> <p>学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。</p> <p>給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）等の改正を受け、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は28年度までに35人に引き下げられる。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準に引き下げ、少人数学級の実現が必要である。</p> <p>また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められるが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠である。</p> <p>こうした観点から、2027年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情する。</p>			
<p>▶提 出 者</p> <p>鳥取県高等学校教職員組合 鳥取県教職員組合</p>			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年－8 (R8.5.21)	生 活 環 境	大規模風力発電事業等の許認可に自治体の同意を要件とする電気事業法等の改正を求める陳情	
<p>▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、大規模風力発電事業等の許認可に立地自治体の同意を要件とするよう、電気事業法等の改正を求めること。</p>			

<p>▶陳情理由 鳥取県西部で進む大規模風力発電施設の建設計画をめぐり、立地を予定する伯耆・江府・日野町の3町長が、町民や議会の意見を踏まえ、反対の表明を行った。計画は、山間部に超巨大な規模の風車を建設するものであり、自然環境や生態系、健康被害や、日々の生活への影響、景観、災害、維持管理に対する懸念が住民に広がり、豊かな自然を活用した地域づくりに取り組む自治体としても、看過できない事態を迎えている。 現状での事業計画の許認可権を持つ国の制度では、計画に同意するか否かについて住民や自治体の意見が反映される仕組みになっていない。周辺住民の理解がなければ事業が進まないことは言うまでもなく、許認可に際し、地域が関与できる仕組み作りが不可欠である。 事業の許認可に立地自治体の同意を要件とするよう、電気事業法等の法改正を求める署名830筆を添えて求めるものである。</p>			
<p>▶提 出 者 鳥取西部風力発電事業について考える住民有志 署名者数 830名</p>			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-4 (R8.4.24)	農 林 水 産	農家・生産者への所得補償制度の法制化を求める陳情	

▶陳情事項

農家・生産者が安定的に農業生産でき、かつ、消費者へ安定的に供給できるよう、実効性のある主要農畜産物に係る所得補償制度を新設するよう国に求めること。

▶陳情理由

我が国の農業は、物価・資材価格の上昇で農業経営は岐路に立たされ、農業従事者の平均年齢は69.2歳（2024年）と引き上がっており、団塊世代のリタイアに伴い急速な高齢化、後継者不足の深刻化が進んでいる。また、異常気象対策などに直面している。このままでは食を支える基盤が揺らぎ、耕作放棄地の増加、農村集落の崩壊に歯止めが効かない状況となってきている。

また、消費者においても、物価上昇などにより暮らしの環境は厳しくなっており、食料品の急激な高騰は消費抑制と需要減退につながりかねなく、適正価格を維持できるよう所得補償制度の構築で、生産者と消費者双方の暮らしの両立を図ることが重要である。

については、生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とし、意欲ある全ての農業者が再生産可能となる所得補償制度を速やかに法制化することが必要である。

また、制度設計では、多様な農業実態や小規模・家族経営から大規模経営まで、多様な担い手に反映される仕組みを構築し、食料安全保障を確立することが求められている。

▶提 出 者

全日本農民組合鳥取県連合会

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-12 (R8.6.1)	商工労働	いわゆるスポットワークに係る労働者保護体制の整備について	

▶陳情事項

いわゆるスポットワークに係る労働者保護体制の整備のため、次の4項目を内容とする意見書を提出すること。

- 1 スポットワークに関して、企業側における一方的な都合による解雇が横行しており、一方的都合による解雇の抑止、万が一の解雇・休業する場合においては、厚生労働省ガイドラインに照らし、休業手当の適切な適用によって労働者の保護が図られるべきであること。
- 2 労働契約とは、労働者が使用者に「労務を提供」し、使用者がその対価として「賃金を支払う」ことを約する契約であるが、賃金の受取にレビューを要求され、労働基準法の観点から問題がある。給料の受取に、労働者側のみに強制的にレビューをさせるプラットフォームもあり、これは、給料と引換えにしたレビューで企業側に有利な制度設計になっており、改善がなされるべきこと。
- 3 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）及び労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）の趣旨にのっとり、男女間の平等を旨とした、あるべき募集の周知が図られるべきこと。
- 4 たとえば、制服や作業着への「着替え」などが会社から着用を義務付けられている場合、それは会社の指揮命令下にある時間とされ、給与算定の対象となり、打刻は本来着替えの前に行われるべきものだが、「着替えも労働時間」である旨を徹底すること。

▶陳情理由

昨今、いわゆるスポットワークに係るトラブルが多発している。

神奈川県在住の男子大学生が、「スポットワーク」で飲食店側から勤務直前に一方的にキャンセルされたのは不当だとし、未払い賃金などの支払を求めた訴訟の判決で、神奈川簡易裁判所は1月30日、マッチング時点で労働契約が成立すると認め、2,905円の支払を命じた。大学生は2025年6月、スポットワーク紹介アプリ「タイミー」を利用して飲食店の求人に応募し、マッチングが成立。しかし、勤務前日にキャンセルされ賃金を受け取れなかった。

労働契約法第6条は、労働者が事業主に使用されて労働し、これに賃金を払うことに双方が合意すると労働契約が成立すると規定している。これまで、スポットワークの労働の始期については、応募者がQRコードを読み取り、打刻をした時点というのが、プラットフォームの見解だった。これは、労働契約成立の時期を直前まで遅らせることで、休業手当や労災リスクなど、事業者側の負担を回避する意図があったものと思われる。この種の訴訟は珍しく、「マッチング時点で労働契約が成立する」旨の判示内容もさることながら、大学生が起こした裁判であることから、この勝訴判決は注目を集めた。

また、最近でも、「タイミー」のアプリを使った1都4県の労働者9人が、マッチングしたのに勤務直前に雇用主から一方的にキャンセルされ

たのは違法だとして、未払賃金など約312万円の支払をタイミーに求める訴訟を令和8年4月21日、東京地裁に起こした。キャンセルは9人で計135件に上るとしている。すごい数である。

厚生労働省は、令和7年7月4日、いわゆる「スポットワーク」における留意事項等を取りまとめたリーフレットを作成し、関係団体にその周知等を要請した。これによれば、スポットワークのように先着順で就労が決定する求人では、別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人に労働者が応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立するものと一般的には考えられる旨、労働契約成立後に事業主の都合で丸1日の休業又は仕事の早上がりをさせることになった場合は、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」となるので、労働者に対し、所定支払日までに休業手当を支払う必要があることを通知した。

一方、事業主側の都合で休業ないし早上がりをさせることになる場合でも、企業が休業補償を払わなくてもいいケースについては、企業側に広い裁量を与えると見られる書きぶりがある。(業務量の著しい変動など、労働者の責めによらない企業側の事由についても、休業手当の対象外としている。業務量が変動したかどうかは、企業側の内部情報になるので、「業務が少なくなりました」「業務がなくなりました」などと言えば、結局、労働者側からは分かるはずもないのである。)

また、スポットワークをめぐるのは、様々な問題がある。たとえば、スポットワーク大手のタイミーは、働き手が仕事を終えて給料を受け取るとき、法律上は全く要求されていない、「レビュー」の記載が必要とされている。これを終えなければ給料を受け取ることができない。労働契約とは、労働者が使用者に「労務を提供」し、使用者がその対価として「賃金を支払う」ことを約する契約である。ここで労働者が負う唯一の、そして最大の債務は「労働の提供」である。労働者が労働を提供した以上、使用者はそれに対する反対給付として全額の賃金を支払う絶対的な義務を負うのである。

本来は、唯一労務の提供の反対給付が給料であるにもかかわらず、それ以上の労務を強いることは、労働基準法に抵触する疑いすらある。

また、そのレビューについて、労働者側のレビューは必須とされているものの、企業側は任意。レビューに関しては、双方がレビューをした時に同時に公開をされるという建前だが、企業側がレビューの記載を怠っていると、労働者側のレビューのみが一定期間後に企業ないし公に対して開示がされる。そうすると、それを見た企業が報復評価をする可能性が極めて高くなる。

レビューは、企業がgood率95%以上などの条件を応募時に付していることがあり、労働者の人柄や姿勢などを評価する前提であることから、この「Good率」を人質にして、企業側にbadを付けにくいような制度設計になっており、いわゆるブラック企業が温存されやすいような下地がある。

すなわち、労働者と雇用主の関係が対等になっておらず、給料の3割以上もの手数料を落としてくれる企業有利のシステム設計がなされているのである。

また、本来応募について、女性のみ・男性のみと言った性別による差別をすることは法律上許されておらず(男女雇用機会均等法及び労働施策総合推進法)、特定の場合のみ例外的に認められている。しかし、「男性歓迎」「女性歓迎」などの直接的な表現のほか「この仕事は10代・20代の女性の方が100%働いています」などの記載で欲しい人材のターゲットを絞るなど、応募者の雇用機会の均等を考えたとき、不適切な求人も多く見られる。

ところで、とある飲食店がしたツイートに関して「炎上」する一件がニュースに取り上げられた。すなわち、始業時間のギリギリに到着した労働者に対して、「〇〇分前には到着をしているべきだ」として一方的に解雇したというケースである。これに対しては、厚生労働省の通知にも出ており、着替え時間を含めて労働時間なのだから、直前の到着でも、間に合っている以上、なんら問題はなく、かえって、このような解雇が不当解雇に当たるとの指摘・批判が相次いだのである。

前述のとおり、本来は、着替えの時間については就業時間となっており、例えば3時からの募集で、2時55分、極端に言えば3時に到着したとしても、QRコードを読み込んだ時点が始業時間になるので、着替えに関してはその後に行えば問題はないのである。しかし、本件に限らず、「勤務開始の15分前にお越してください」などとして、その時間は無給にする事業所なども見られる。このニュースは、各中小零細企業に対する周知不足と、制度の不徹底を露呈するものになったのである。

以上の次第であって、国に意見書の提出をお願いしたく、陳情するもの。

▶提出者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-5 (R8.4.30)	地 域	自衛隊員の政治的中立性の確保を求める意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、自衛隊員の政治的中立性の確保を求める意見書を提出すること。</p>			

▶陳情理由

2026年4月12日、都内で行われた特定政党の党大会で、陸上自衛隊中央音楽隊所属の女性自衛官が、「陸上自衛隊が誇るソプラノ歌手」と紹介され、制服を着用の上でステージに登壇し、国歌斉唱を行ったことが報じられている。

党の主張では、党大会の演出を企画した外部業者からの依頼を受け、防衛省に確認した上で、最終的には党大会運営委員会で協議をし、決定し、出演したようだ。

本来、自衛隊は国全体の公的組織であり、自衛隊員は、国民全体の奉仕者たる公務員であり、特定の政党を支援・演出する場（党大会）で制服姿の自衛官が活動することは、その政治的中立性の観点から、きわめて問題がある。

実際、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第61条では、隊員の政治的行為が制限されている。これは、戦前の軍部による政治介入の反省に基づき、シビリアン・コントロールを確保する目的に出たものである。

防衛省側は「私人としての参加」と釈明しているが、制服姿の現役自衛官が登壇することは、外見上、公的行為であるとの印象を与えることになる。

また、制服姿で党大会のステージに上がることは、実質的に「自衛隊が党を支持している」とのメッセージを対外的に発することになるとの指摘もある。

自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）第13条の2では、「各自衛隊の幕僚長が、必要があると認めて指示する時」に通常演奏服装を着用するとしており、仮に独断で報告が上がっていなかったのならガバナンスの欠如であるし、実は報告が上がっていたなら、自衛隊法第61条や同規則の存在を軽視したものであり、いずれにせよ問題なのである。

木原稔官房長官は、隊員が依頼を受けた際、防衛省内の幹部（政務三役、官房長など）まで情報が共有されていなかったことを明らかにし、報告があれば「別の判断があった」とも述べて、防衛省内の統制機能が十分に働いていなかったことが露呈した。

本件に関しては、「国家を歌ってどこが悪いのか」という、議論の焦点・問題の本質からずれた声も聞こえてくる。しかし、問題の本質はそこではない。

どんな歌であれ、政治的中立性が求められる自衛隊員が、特定政党のために、制服着用の上で登壇し、その党勢の援助・促進・助長になるような行為を行っていることこそが、問題なのである。

ただ、大切なことがある。綺麗な歌声で歌を歌った、ひとりの未来ある歌手ばかりを責めればいいというものではない。そもそも、誰も止めることなく彼女にこんなことをさせて、世間からの批判の矛先にしてしまった、ガバナンスの欠如こそ、一番に批判されなければならない。

については、自衛隊員の政治的中立性の確保を求める意見書を、国に提出いただきたく、陳情するもの。

▶提出者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-13 (R8.6.1)	地 域	国家情報会議設置法の廃止を求める意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、国家情報会議設置法の廃止を求める意見書を提出すること。</p>			

▶陳情理由

国家情報会議設置法が5月27日、可決、成立した。政府は7月にも事務局となる国家情報局を立ち上げる見通し。

国家情報会議は首相をトップとする会議体で、警察庁、外務省、防衛省、公安調査庁など、政府全体の情報を集約・分析する機能を強化する。内閣官房の内閣情報調査室を「国家情報局」に格上げし、総合調整機能を付与する。

この法律には、権利侵害の防止措置や国会への報告・承認などの民主的統制が不十分といった多様な問題が含まれているにもかかわらず、そのソリューションを法律の本文に求めるのではなく、

- ・プライバシーなどが無用に侵害されないよう十分な配慮をすること。
- ・首相や官房長官らは所掌事務と無関係な情報収集依頼を行わないこと。
- ・政治的中立性を損なう情報収集は行わないこと。

などを柱とする附帯決議でお茶を濁している点、大きな問題がある。

この点、立憲民主党の鬼木誠参議院議員の反対討論に、この問題に関する問題がまとめられている。

問題の一つ目は、情報活動の対象が不明確、不明瞭という点ある。

例えば、どのようなデモや集会への参加が対象となるのかなど、法案だけでは定かでない。「外国情報活動への対処」「我が国の重要な国政の運営に資する情報の収集調査に係る活動」という定義が曖昧かつ広範で、国民の意図しない形で、情報機関が恣意的に、国民に関する情報を収集する余地を残している。

ところで、表現の自由に係る法理には、「過度の広汎性のゆえに無効の法理」というものがあるが、表現行為などを委縮させる効果のある法律は、それが具体的に規定されなければ、それにより国民に不利益や委縮効果を生みかねないので、それに反すると違憲無効と判断できるというものである。また、「漠然性ゆえに無効の法理」もあり、国民の権利・自由を制限する法律や罰則は、どのような行為が禁止され、どのような刑罰が科されるのかを誰にでも分かるように明確に規定しなければならないという憲法上の要請である。

二点目は、個人情報・プライバシーの保護が制度化されていないという点である。

直近でも、大川原化工機事件や岐阜県の大垣警察署の事件もあった。前者は、横浜市の噴霧乾燥機メーカー大川原化工機株式会社の役員らが、生物兵器の製造に転用可能な噴霧乾燥機を経済産業大臣の許可を得ずに輸出したとして、警視庁公安部に摘発された冤罪事件である。後者は、

地元での風力発電施設計画をめぐり反対や勉強会を行っていた市民4人が、警察から監視されて情報を収集され、中部電力の子会社「シーテック」に情報が流されていたものである。公安警察による不当な監視と個人情報の取扱いの違法性が大きく問われた。

このように、インテリジェンス、情報の収集機関というものは、大きな力を持つあまり、ときに暴走し得るものである。インテリジェンス能力の強化により、国民の個人情報やプライバシーが侵害され、国民を監視するような社会は、作るべきではない。

第三は、民主的統制、国会への報告・承認の義務化などの国会による統制、第三者機関によるチェック機能が備わっていない。

情報収集活動には、その性質上、秘匿性を伴う。しかし、それを野放しにすると、違法な情報収集のリスクが拭えないのである。

そもそも、個人情報が保護される権利は、プライバシー権、自己情報コントロール権を根拠とし、憲法上の幸福追求権から派生したものである。国による情報活動が暴走すれば、内心の自由や通信の秘密など、憲法上の人権すら侵害する危険をはらむ。

先頃成立した国家情報会議設置法には、重大な問題があるので、これを廃止するのが妥当であり、その旨、地方自治法第99条によって、意見書の提出をお願いしたく、陳情するもの。

▶提出者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年－14 (R8.6.1)	地 域	個人情報保護法改正に反対する意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、個人情報保護法改正に反対し、法律が成立した場合にあっては、従前に戻すことを求める意見書を提出すること。</p>			

▶陳情理由

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の改正案が5月26日、衆院本会議で可決され、衆院を通過した。病気や犯罪歴などを企業が本人の同意なしに収集できるようにしつつ、違反業者への課徴金制度を新設するものだ。

法案では、統計作成やAI開発といった用途に限定して規制緩和。SNSなどで公開されている情報の収集や、企業が保有する情報の他社への提供で、本人の同意は不要とされる。

対象となる情報には、病気や犯罪歴に加え、人種や信条なども含まれる。これらは本来、「要配慮個人情報」として、現状では取得に本人の同意が原則必要と定められている。

もともと、AI開発ではインターネット上の情報を大規模に収集するため、個々の同意取得が困難だった。そのため、規制を緩和するものであるが、AI開発のために、人々の大切な個人情報を差し出すもので、許されない。

27日の衆議院内閣委員会で、長妻昭議員は、「本人の了解なく、名前と住所つきで病歴が、企業や個人事業主に出してしまう。漏れたときに大変な危機になるのではないかと懸念を示した。

21日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会で、早稲田夕季議員が、このような法律改正が「日本初、世界初という認識でよろしいでしょうか」と尋ねたのに対し、松本尚デジタル行財政改革担当大臣は「恐らく、各国と横並びではない、どちらかという利活用を推進する方向」「データ利活用が十分に進んでいない」と否定しなかった。

「統計情報の作成」にのみ利用されることを担保するため、個人情報保護法の改正案で提出元と提出先の名称、統計情報の作成内容の公表、目的外の利用、第三者提供の禁止などを規定し、詳細は規則やガイドラインで定めるが、個人情報保護委員会は、提出先についての審査は行わないという。

法案には、例えば消費者保護に係る消費者契約法で事業者の不当な勧誘や契約条項に対して、適格消費者団体が不特定多数の消費者の利益を擁護するために、利用差止めを求めたり、被害回復のために消費者団体訴訟制度が用意されているのと違って、それが備わっていない。産業界に配慮した形だが、情報がデジタル空間に拡散した後では個人の方で差止めを請求することは難しく、個人の保護が不十分と言わざるを得ない。

以上、本法改正には問題があるので、その改正を行わないこと、仮に法律が通過成立した場合にあっては、その改正内容を従前に戻すことを求めるよう、地方自治法第99条によって意見書の提出をお願いしたい。

▶提出者

倉吉市 個人